

青梅市農地利用最適化推進委員候補者募集要領

1 任期

任命の日（令和8年7月20日）から3年

2 身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員

3 職務内容等

(1) 農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての活動等

(2) 会議は、毎月1回（毎月25日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に参加していただく場合があります。

4 報酬

月額54,000円

5 推薦および応募の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方で、次の要件を満たす方

(1) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」といいます。）第8条第4項各号に該当しないこと。

(2) 青梅市職員でないこと。

6 推薦および応募の方法等

(1) 推薦の方法

ア 農業者が候補者を推薦する場合

農業者3名が推薦者となり、青梅市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出してください。

イ 団体が候補者を推薦する場合

青梅市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦）（様式第2号）に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 応募の方法

青梅市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出してください。

(3) 留意事項

ア 提出された推薦書および申込書は、返却しません。

イ 法の規定により、推薦書および申込書に記載された事項は、住所を除き、公表の対象となります。

(4) 推薦書および申込書の配布

推薦書および申込書は、青梅市ホームページからのダウンロードまたは青梅市農業委員会事務局で配布します。

(5) 書類提出先

郵便番号 198-8701

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市農業委員会事務局（青梅市役所3階）

7 募集人数

5人

8 担当地域

市内全域

9 募集期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで（郵便により提出する場合は、最終日までの消印があるものを有効とします。）

10 推進委員候補者の選考

選考は、青梅市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が行います。
なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

11 選考結果の通知

選考結果は、令和8年4月中旬に本人宛てに郵送で通知します。

12 個人情報の取扱い

推薦および応募により取得した個人情報は、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

13 問合せ先

青梅市農業委員会事務局

電話番号 0428-22-1111 内線2349

FAX番号 0428-22-3508

メールアドレス sec9010@city.ome.lg.jp